

## 基礎水泳指導員資格を取得した方へ

1. 基礎水泳指導員資格を維持するために、登録有効期限内(4年間)に1回以上、(公財)東京都水泳協会主管の公認基礎水泳指導員更新研修会を受講してください。
2. 基礎水泳指導員の資格取得後は、(公認)水泳コーチの資格取得に努力してください。
3. (公認)水泳コーチ1の資格を取得するためには、下記の共通科目を受講し、合格後登録してください。
4. 住所・氏名・電話番号等、資格証の記載事項に変更があった場合は必ず所定の方法で変更届を提出してください。

### (公認)水泳コーチ1 共通科目について

公認スポーツ指導者養成講座

コーチングアシスタント養成講座(スポーツ指導者基礎資格共通科目)を受講してください。

※(公認)水泳コーチ1の資格を在宅学習にて取得できます。

(受講する年の4月1日現在、満18歳以上の方)

申込み・問い合わせ先

コーチングアシスタント養成講座(スポーツ指導者基礎資格共通科目)

- ・(公財)日本スポーツ協会 トップページをご確認ください。

[www.Japan-sports.or.jp](http://www.Japan-sports.or.jp)

- ・申込み：(公財)日本スポーツ協会 指導者マイページ

申込期間：2020年 5月1日(金)～ 7月30日(木)

ご不明な点がある場合は、

(公財)東京都体育協会スポーツ振興課 03-6804-8121

までお問い合わせ下さい。

## (公認)水泳コーチ3 の資格取得をめざす方へ

(公財) 日本水泳連盟へお問い合わせください。

※ 基礎水泳指導員資格をお持ちの方は、免除規程があります。

### 登録の更新について

次の資格をお持ちの方は有効期限（4年間）内に1回以上、定められた資格更新研修を修了することが登録更新の要件になっています。

#### 1. 基礎水泳指導員：登録更新の規則

(1) 登録更新料：登録料10,000円 + 諸経費 2,000円

納入方法は「登録更新手続きの書類」でお知らせします。

(2) 有効期限：登録年度4月1日から4年間

(3) 更新の要件：4年間の資格有効期限内に1回以上（公財）日本水泳連盟が定める資格更新研修会を受講していること。

(4) 更新の方法：4年毎に居住地又は勤務地の所属加盟団体に申請を行う。

(5) コーチングアシスタント養成講座(共通科目)の受講者は、更新研修会の受講として認められます。

なお、（公財）日本スポーツ協会競技別資格（公認）水泳コーチ1の取得者は基礎水泳指導員としての登録更新は必要ありません。

#### 2. 資格の登録更新の方法

有効期限 2021年（令和3年）3月31日の方

更新研修会をまだ受講されていない方は、本年度の研修会を必ず受講してください。受講修了者には登録有効期限年に更新手続きの案内をお送りいたします。

\*2020年(令和2年) 3月31日の方で、未研修の方は、資格失効となりますが今年度中の更新研修会の受講で、「猶予」として登録ができます。

## 資格証・登録証の再発行について

- (1) 手数料2,000円を郵便局払込取扱票で払込むこと。  
払込票の通信欄に「再発行手数料」と記入すること。
  - ・口座番号 00180-2-604444
  - ・加入者名 (財) 東京都水泳協会 指導者委員会登録係口
- (2) 払込受領証のコピーを同封する。(原寸大にカットする)
- (3) 再発行希望の理由書
  - ・資格証登録番号(不明な場合は資格証の色、何年頃取得又は更新したか等可能な範囲で記載)
  - ・住所(〒)、氏名、生年月日、性別、電話番号
  - ・基礎指導員更新研修会参加の有無
  - ・再発行希望の理由を明記すること。
- (4) 写真1枚(たて3.5cm×よこ2.5cm無帽・無背景の証明書用、裏面に氏名を書く)
- (5) 返信用封筒  
長形3号(たて23.5cm×よこ12cm)に切手貼付、郵便番号、住所(アパート、マンション、号数、〇〇〇〇様方をつける)、氏名(様を記入)を明記してください。
- (6) 上記の(2)、(3)、(4)、(5)を郵送すること。

\* (公財) 日本水泳連盟を経由しますので、時間がかかることをご了承ください。

## 資格証・登録証の記載事項の変更について

住所・氏名・電話番号等の変更の届け出がないと、東京都水泳協会からの連絡が出来ません。

すべての記載事項変更届は、必ず資格証登録番号・有効期限を記入の上、速やかに  
(公財) 東京都水泳協会指導者委員会 基礎登録係 へ届け出る。

※ 更新研修会申込み時に、氏名・住所変更を兼ねないこと

- (1) 住所変更 (東京都→東京都) ・ (2) 氏名の変更  
住所変更届 ・ 氏名変更届 を提出すること。(資格証郵送、返信用封筒は不要)

\*手元の資格証は、自身で書き直す。

- (3) 所属変更

**【転 出 (東京都 → ○○県)】**

・住所変更届と返信用封筒 (宛先に住所・氏名を記入・切手貼付) を同封して提出すること。

→ (公財) 東京都水泳協会より「所属変更届」を送付しますので、転出先の加盟団体に提出すること。

**【転 入 (○○県 → 東京都)】**

・今まで所属 (登録) した加盟団体に住所変更届を提出して、その団体より発行された所属変更届を東京都水泳協会に提出する。

\*有効期限内の更新研修会参加の有・無の記載を確認すること。

住所変更届	
資格証番号	1 3 3 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
有効期限	2 0 ○ ○ 年 ○ 月
氏 名	東 京 花 子
旧 住 所	〒 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 東 京 都 ○ ○ 区 ○ ○ 町 ○ - ○ ○ - ○ ○
新 住 所	〒 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ - ○ ○ - ○ ○
電話番号	○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ (日中連絡がつくもの)

## 指導員資格失効者の再登録について

基礎水泳指導員資格の再登録については次の基準によります。

- (1) 次の条件をすべて満たすものについて認める。
  - ① 2005 年以降に資格を取得した者であること。
  - ② 加盟団体の更新研修を受けている者であること。
  - ③ 加盟団体が今後の活動において、指導員資格を必要としている者であること。
  - ④ 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導員として引き続き積極的に活動し、水泳の普及・振興に貢献できる者であること。
  
- (2) 次の条件に該当する者は、これを認めない。
  - ① 指導員本人の意志により資格を喪失した者。
  - ② 資格の認定を受けたが指導員としてふさわしくない行為があったと認められる者。
  - ③ 過去に再登録がなされた者。
  
- (3)再登録者は審査料 5,000 円が別途かかります。

ただし、有効期限切れ後 1 年以内の者は猶予者とし徴収しない。

\* 資格の再登録を希望される方は、(公財)日本水泳連盟にお問い合わせ下さい。

## 【登録の更新に関する問い合わせ 及び 書類の送り先】

登録更新に関する問い合わせについては、内容が多岐にわたることから間違いを防止するため、電話での対応は受け付けていません。

下記の送り先へ返信用封筒（切手貼付）を添え、お問い合わせください。  
（住所変更・氏名変更・転入等の変更届は返信用封筒不要）

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 1-3-18 広尾オフィスビル 8階  
（公財）東京都水泳協会 指導者委員会 基礎水泳指導員登録係

\*封筒の左脇に赤字で

「基礎水泳指導員・問い合わせ」

「再発行」「住所変更 転出・転入・姓変」等、用件を明記してください。

\*担当者から至急ご連絡する場合がありますので、連絡のとれる電話番号および資格証、登録番号を必ず明記してください。

指導者資格関係専用メールアドレス

e-meil:shidou@tokyo-swim.org